

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が市内の中小企業勤労者等の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与するために行う、総合的な福祉事業に要する経費に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金（以下「補助金」という。）の交付については、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、市内の中小企業勤労者の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与するために行う総合的な福祉事業とする。

(補助金の額)

第3条 センターに対して交付する補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とし、別表に掲げるとおりとする。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）第13条第2項第2号に規定する収益等実施費用額を除く。

(交付申請)

第4条 センターは、補助金の交付を受けようとするときには、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 センターは、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）

を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。ただし、次に掲げる補助対象経費であって、当初の申請における補助対象経費ごとの合計金額の20パーセント以内の経費の配分を変更する場合（通算して20パーセントを超える場合を除く。）については、この限りではない。

ア 運営費

イ 健康増進事業費

ウ 生活安定事業費

エ 情報提供事業費

(2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(4) 前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。

(5) その他市長が必要と認める条件。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定の内容及び条件を公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付決定通知書（第2号様式）によりセンターに通知する。

(計画変更等)

第7条 センターは、補助事業の計画変更等をしようとするときは、速やかに公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助事業（計画変更・中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請を行い、承認を受けなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 センターは、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（計画変更等承認の通知）

第8条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合は補助事業の計画変更等を承認し、その旨を公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助事業計画変更・中止・廃止承認通知書（第4号様式）により通知する。

（実績報告）

第9条 センターは補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業報告書

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合は補助金の額を確定し、その旨を公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付額確定通知書（第6号様式）により通知する。

（交付請求等）

第11条 センターは、規則第15条第2項により補助金の交付を受けようとするときは、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付請求書（第7号様

式)により市長に請求しなければならない。

(概算払)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は第6条に規定する公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付決定通知書(第2号様式)に記載された補助金の交付決定額を上限とする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金概算払交付請求書(第8号様式)により、市長に請求しなければならない。

(概算払の精算)

第13条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた事業者が、第10条による通知を受けたときは、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金概算払精算書(第9号様式)により精算手続きを取るとともに、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(決定の取消通知等)

第14条 規則第16条の規定により交付決定の取消し等をするときは、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により通知しなければならない。

2 前項の規定により既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を要するときは、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金返還命令書(第11号様式)により命ずるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 センターは、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(第12号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(関係帳簿の整備等)

第16条 センターは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日から10年間保管しなければならない。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）がある場合にあつては、帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する当該取得財産等の耐用年数と10年間のうちいずれか長い期間が経過するまで保管しなければならない。

2 センターは、取得財産等について、台帳を設け、当該取得財産等の保管状況を明らかにしておかなければならない。

3 センターは、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、第1条に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(財産の処分)

第18条 補助事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ船橋市空き店舗対策事業補助金取得財産等の処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する取得財産等の耐用年数を経過したときは、この限りでない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業名	区分	補助対象経費	補助率
福利厚生事業	管理費	人件費 役員報酬 職員給料手当 臨時雇賃金 福利厚生費 退職金共済掛金 退職給付費用 賞与引当金繰入額 (第3条のただし書きでいう収益等実施費用額を除く)	各種業務を管理するため、毎年度経常的に要する支出であって原則として事業費以外のもので、予算の範囲内の額
		運営費 顧問料 会議費 報償費 旅費交通費 通信運搬費 什器備品費 消耗品費 修繕料 印刷製本費 燃料費 光熱水費 手数料 賃借料 保険料 被服費 負担金 租税公課 雑費 委託料 (第3条のただし書きでいう収益等実施費用額を除く)	
	事業費	健康維持増進事業費 会議費 通信運搬費 消耗品費 手数料 賃借料 諸謝金 助成金 委託料 印刷製本費	
		生活安定事業費 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 印刷製本費	生活安定に関する情報提供や社会保険労務士による指導、相談に

		<p>手数料 諸謝金 会議費 保険料 賃借料</p>	要する費用で、予算の範囲内の額
		<p>情報提供事業費</p> <p>会議費 通信運搬費 印刷製本費 広告費</p> <p>手数料 賃借料 委託料 賞賜金</p>	<p>会員に対し、事業を周知するための FCS ニュース・ガイドブックの作成等、情報の提供に要する経費で、予算の範囲内の額</p>
<p>共済事業</p> <p>特定退職金</p>	<p>管理費</p>	<p>人件費</p> <p>役員報酬 職員給料手当 臨時雇賃金 福利厚生費</p> <p>退職金共済掛金 退職給付費用 賞与引当金繰入額</p>	<p>所得税法施行令第 73 条第 1 項に規定する特定退職金共済団体として実施する事業に要する経費で、予算の範囲内の額</p>
		<p>運営費</p> <p>会議費 報償費 旅費交通費 通信運搬費</p> <p>消耗品費 印刷製本費 広告費 光熱水費</p> <p>手数料 賃借料 租税公課 雑費</p> <p>予備費 委託料 負担金</p>	
	<p>事業費</p>	<p>退職給付金事業費 特定退職金支払準備積立金</p>	

第1号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

下記のとおり、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容

2. 補助事業に要する経費及び補助金申請額

- ① 事業に要する経費 円
- ② 補助金交付申請額 円

3. 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

① 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

② ①で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業所である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（ ）

第2号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付け申請のあった公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費 円

2. 交付決定額 円

第一期分 年 月 円

第二期分 年 月 円

第三期分 年 月 円

第四期分 年 月 円

3. 交付の条件

①補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。ただし、次に掲げる補助対象経費であって、当初の申請における補助対象経費ごとの合計金額の20パーセント以内の経費の配分を変更する場合（通算して20パーセントを超える場合を除く。）については、この限りではない。

ア 運営費

イ 健康増進事業費

ウ 生活安定事業費

エ 情報提供事業費

②補助事業を中止又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

③補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

④第4条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。

⑤その他市長が必要と認める条件。

第3号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター
補助事業計画変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助事業を下記のとおり計画変更・中止・廃止したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日
2. 計画変更、中止又は廃止の理由
3. 補助事業の内容（計画変更の場合）

変更前

変更後

第4号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター
補助事業計画変更・中止・廃止承認通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付け申請のあった公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助事業計画変更・中止・廃止について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日
2. 計画変更、中止又は廃止の理由
3. 補助事業の内容（計画変更の場合）

変更前

変更後

第5号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助事業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 当初交付決定額 | 円 |
| 2. 精算額 | 円 |
| 3. 精算後の交付予定額 | 円 |

第6号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付け実績報告のあった公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金について、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- | | | | |
|------------|---|---|---|
| 1. 交付決定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2. 文書番号 | | 第 | 号 |
| 3. 当初交付決定額 | | | 円 |
| 4. 精算額 | | | 円 |
| 5. 交付確定額 | | | 円 |

第7号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金を下記のとおり請求します。

記

補助金請求額

円

第8号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金概算払交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金について、下記のとおり概算払請求します。

記

補助金概算払請求額

円 (年度第 期分として)

第9号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金概算払精算書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

印

概算払を受けた公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金について、下記のとおり精算します。

記

1. 戻入（返納）額	円
2. 概算払額	円
3. 精算金額	円
4. 差引残額	円
5. 過給額	円

第10号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金について、交付の取消を決定したので下記のとおり通知します。

記

1. 取消年月日 年 月 日
2. 取消の理由
3. 取消事業に要する経費及び取消となる補助金額
 - ① 事業に要する経費 円
 - ② 取消となる補助金額 円

第11号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1. 返還すべき金額 円
2. 返還期限 円
3. 返還を命ずる理由
4. 返還方法
5. 交付決定年月日 年 月 日
6. 文書番号 第 号
7. 交付決定額 円
8. 既交付額 円
9. 交付確定額 円

第12号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付確定額 円
2. 確定申告により確定した当補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3. 添付書類

- ①返還額算出シート（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）
- ②別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別添 添付書類チェック表

申告方式	添付書類	提出書類 に <input checked="" type="checkbox"/>
消費税の確定申告の義務がない	○免税事業所であることを証する書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	<input type="checkbox"/>
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写）	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>

第13号様式

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金取得財産等の処分承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金に係る取得財産等を下記のとおり処分することについて、公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱第18条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目・名称及び取得日
- 2 処分の方法
- 3 処分の理由